

我孫子市庁議設置規則の一部を改正する規則

我孫子市庁議設置規則（昭和63年規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(付議事案)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 決定事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 条例<u>並びに重要な規則</u>、規程及び要綱の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(5)から(10)まで 略</p> <p>3 報告事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者に<u>事故がある</u>ときは、その代行者が庁議に出席するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 庁議は、<u>原則として</u>毎月1日及び15日に開催する。ただし、当該開催日が休日若しくは祝日の場合又は市長がやむを得ないと認めた場合</p>	<p>(付議事案)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 決定事項は、次<u>の各号</u>に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>重要な</u>条例、<u>規則</u>、規程及び要綱の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(5)から(10)まで 略</p> <p>3 報告事項は、次<u>の各号</u>に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者に<u>事故ある</u>ときは、その代行者が庁議に出席するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 庁議は、毎月1日及び15日に開催する。ただし、当該開催日が休日若しくは祝日の場合又は市長がやむを得ないと認めた場合は、当該開</p>

は、当該開催日の翌日又は期日を変更して開催することができる。

2 略

3 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に**事故がある**ときは、副市長がその職務を代行する。

4 及び 5 略

(付議手続)

第5条 庁議の構成員は、庁議に付すべき事案があるときは、庁議付議書(別記様式)に必要事項を記入の上、資料を添えて、**原則として**庁議開催7日(市の休日を除く。)前までに企画担当部長に提出するものとする。

2 及び 3 略

(調整会議の構成等)

第8条 略

2 調整会議は、**原則として**庁議の5日前までの日で市長が指定する日に開催する。

3 及び 4 略

(部課内会議)

第11条 略

2 及び 3 略

4 部内会議は、**原則として**毎月1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に会議を開催することができる。

5 から 8 まで 略

催日の翌日又は期日を変更して開催することができる。

2 略

3 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に**事故ある**ときは、副市長がその職務を代行する。

4 及び 5 略

(付議手続)

第5条 庁議の構成員は、庁議に付すべき事案があるときは、庁議付議書(別記様式)に必要事項を記入の上、資料を添えて、庁議開催7日(市の休日を除く。)前までに企画担当部長に提出するものとする。

2 及び 3 略

(調整会議の構成等)

第8条 略

2 調整会議は、庁議の5日前までの日で市長が指定する日に開催する。

3 及び 4 略

(部課内会議)

第11条 略

2 及び 3 略

4 部内会議は、毎月1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に会議を開催することができる。

5 から 8 まで 略

(運営)

第12条 この規則に定める会議は、会議様式第1号により運営するものとする。

別表第1（第3条関係）

庁議構成員

市長 副市長 教育長 水道事業管理者 我孫子市事務分掌規則（昭和63年規則第34号）第5条第1項に規定する部長並びに同条第4項に規定する参与及び技監 消防長 会計管理者 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）第17条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する参与 議会事務局長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長

別表第1（第3条関係）

庁議構成員

市長、副市長、教育長、水道事業管理者、我孫子市事務分掌規則（昭和63年規則第34号）第5条第1項に規定する部長並びに同条第4項に規定する参与及び技監、消防長、会計管理者、我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）第20条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する参与、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長

会議様式第1号及び会議様式第2号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。